

社会福祉法人 恵徳会 公益通報者の保護に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法が規定する、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理

(受付窓口担当者)

第2条 通報または相談を行う職員等（以下「通報者」という。）の通報や相談を受け付ける窓口として、公益通報受付担当者を置く。

2 公益通報受付担当者は若干名とし、会長が任命する。

(通報者及び相談者の範囲)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、法人の職員（嘱託職員・契約職員・臨時職員・パート職員・派遣労働者・退職者を含む）及び法人の取引事業者の従業員（以下「職員等」という。）とする。

(通報の受付方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。

(公益通報者保護委員会)

第5条 通報事案について、法令違反に該当するかの確認を行い、また事実関係を調査し是正措置を策定するため公益通報者保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は若干名とし、会長が指名する委員で構成する。

3 委員会の委員長は総合施設長とする。

4 委員会が必要に応じて委員長が招集する。

5 委員長は、調査する内容によって、関連する部門（法人本部を含む。以下「部門」という。）及び他の部門から調査員を指名することができる。

6 委員長は通報事案の処理の経過について会長に報告する。

(事案の報告)

第6条 公益通報受付担当者は、通報事案を受付けた場合はすみやかに委員会へ報告する。

(協力義務)

第7条 各部門は、通報された内容の事実関係の調査に際して、協力を求められた場合には、調査を行う者に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 委員会は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(処 分)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、会長は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

(通報者の保護)

第10条 会長は、通報または相談したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 会長は、通報または相談したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

3 会長は、通報者に対して、不利益な取扱いや、嫌がらせ等を行った者（上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第11条 この規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。会長は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通 知)

第12条 委員会は通報者に対して、調査実施の有無、調査結果及び是正結果について、被通報者（不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第13条 職員等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通報を行ってはならない。会長はそのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第14条 公益通報受付担当者、公益通報者保護委員及び調査員に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者の管理者、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成31年3月1日より施行する。